

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

○山都町の地域特性

本町は、熊本県の東部に位置して南東側は宮崎県に接している。

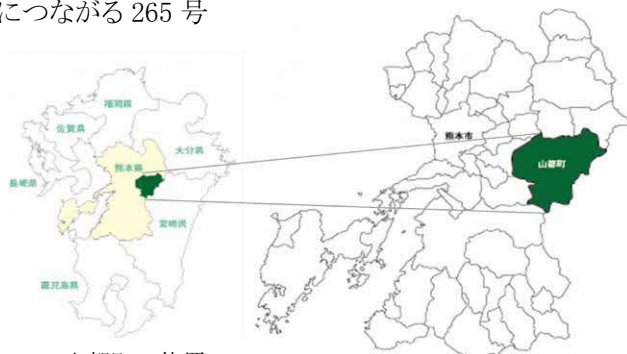
また、九州のほぼ中心に位置していることから、「九州のへそ(商標登録第 2430829 号)」の町としても知られている。町域は、東西 33km、南北 27kmにおよび、面積は 544.67km²と熊本県内の自治体で3番目に広い面積である。北部は阿蘇南外輪山、南部は九州山地の山々が連なり、これらを水源とする緑川、五ヶ瀬川の2つの主要河川が東西に流れ、起伏に富んだ独特の渓谷美を形成している。

このように、広大な面積を有し、起伏に富む地理的特性から、大規模災害が発生すれば、被害の広域化や、各地域・集落の往来に必要な道路・橋梁等の交通障害に伴う地域の分断・集落の孤立が懸念される。

交通運輸事情は、山間地域のため、あまり恵まれず、交通機関及び諸物資の輸送は、すべて自動車に依存している。また、移動手段は、バス貨物自動車が主体となるため、当然道路に重点がしぼられ、熊本市を最短距離で結ぶ国道 445 号線、高森峠を越え阿蘇市につながる 265 号線、宇城市松橋町を起点とし、本町を通り宮崎県

延岡市に通じている国道 218 号線がある。

平成 30 年 12 月には、九州の横軸(東西方向)を形成し、本町と県内各自治体・九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークである九州中央自動車道の一部(小池高山ICー中島西ICまでの 10.8km)が開通した。開通により熊本都市圏及び九州各地への移動時間が短縮され、救急患者の8割以上が熊本市等の町外の病院へ搬送されている本町の救急医療活動の負担軽減につながっている。



山都町の位置

○気象風土的条件による災害の特性

本町は、標高 300～900mに位置するため、気候は、夏は涼しく冬は寒さが厳しい準高冷地である。

熊本県農業研究センター矢部試験地での平均気温の観測値は、熊本地方気象台(熊本市内)の観測値と比較すると各月において4℃程度低い。冬季には豪雪となることもあり、交通に支障をきたす事がある。

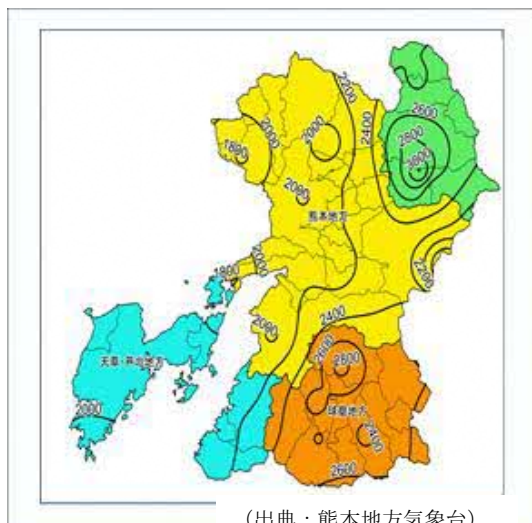
また、地理的条件から特に梅雨期や秋の台風時期には、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨、土砂災害、強風による被害が発生しやすい。

なお、熊本地方気象台の観測値より、本町の過去 10 年の年間平均降水量は約 2800 mmであり、その雨水が大地を潤し、本町の豊富な地下水資源となっている。

また、地理的条件から梅雨期及び秋の台風期には、雨が多く台風進路如何によっては驚くべき豪雨出水をもたらす、強風もしばしば来襲する。

本町における主な災害は、以上の気象特性と急傾斜地帯の地盤脆弱性、森林の過伐及び山地の荒廃による風水害と火災、並びに火山性及び活断層による地震災害である。

熊本県の年間降水量分布図(単位: mm)



(出典: 熊本地方気象台)

(1)地域の災害リスク

(洪水・土砂災害：山都町総合防災マップ)

町内の主な商工業地区は、当会本所が所在する浜町市街地、清和支所が所在する大平地区、蘇陽支所が所在する馬見原市街地の3つのエリアに分かれる。

・山都町商工会本所周辺(浜町市街地)

山都町総合防災マップによると、山都町商工会本所が立地する浜町市街地の商業地区は五老ヶ滝川と千滝川に挟まれており、周辺には2m以上の浸水が予想されている箇所がある。

また、周辺には、特別警戒区域・急傾斜地の崩壊等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアが存在する。



(山都町総合防災マップ 浜町市街地)

・山都町商工会清和支所(大平地区)

山都町総合防災マップによると、山都町商工会清和支所が立地する大平地区は大矢川流域に位置しており、国道218号から南側は、2m以上の浸水が予想されている箇所がある。

また、周辺には、特別警戒区域・急傾斜地の崩壊等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアが存在する。



(山都町総合防災マップ 大平地区)

・山都町商工会蘇陽支所(馬見原市街地)

山都町総合防災マップによると、山都町商工会蘇陽支所が立地する馬見原市街地は五ヶ瀬川流域に位置しており、一部、1m以上の浸水が予想されている箇所がある。

また、周辺には、特別警戒区域・急傾斜地の崩壊等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアが存在する



(山都町総合防災マップ 馬見原市街地)

※ 山都町総合防災マップ <https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/bousai/kiji0035128/index.html>

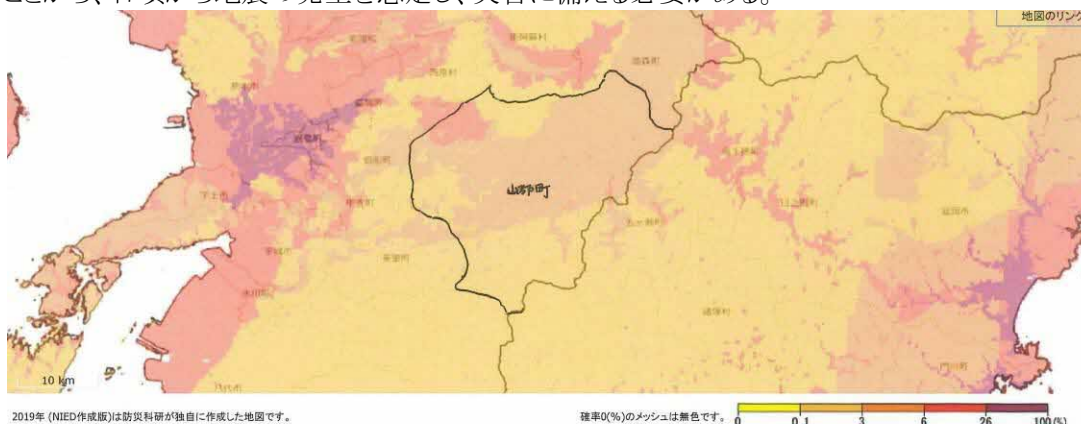
※ 大雨警報などの「気象警報・注意報」は山都町一括で発表されるが、「土砂災害警戒情報」は「山都町西部」と「山都町東部」で発表される。「山都町西部」が矢部地区及び清和地区、「山都町東部」が蘇陽地区である。

(地震: J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震 6 弱以上の規模の地震が今後 30 年間で 3%~26%の確率で発生するとされている。

山都町においては、緑川断層帯が存在し、山都町滝上付近から美里町弘川付近にかけて分布する断層帯であり、全長約34kmと推測される。

活動した場合は、マグニチュード 7.4 のエネルギーが発生すると予測され、1 回の活動におけるずれの量は 3m 程度の可能性がある。平均活動間隔は、3 万年から 6 万年とも言われ、最新活動時期は不明であることから、日頃から地震の発生を想定し、災害に備える必要がある。



(出展 J-SHIS)

その他の地震災害として、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される。今後、30年間で70%～80%の確率で発生すると予測され、山町町においても、平成26年に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、宮崎県沖で震度7の地震が発生した場合は、山都町においても震度6弱以上の揺れが発生すると予測されている。そのため、令和2年度においては、地域防災計画の中に南海トラフ地震防災対策推進計画を作成し、円滑な避難確保及び迅速な救助に関する事項を町及び防災関係機関と必要な体制を確立するとしている。

（その他）

山都町はこれまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成28年6月の豪雨災害において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この豪雨災害により、当町では住居や道路、農地や水道など生活基盤施設に甚大な被害を受けた。

今後は、あらゆる災害を予測しつつ、新型コロナウイルス発生に伴い、感染症下の災害対応を余儀なくされることから、あらゆる対応を準備し、災害に備えるための体制を確立していく。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 687 人
- ・小規模事業者数 584 人

【内訳】

業種		商工業者	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	42	38	町内に広く分布
	卸小売業	227	182	町内中心部に多く分布
	飲食サービス業	176	147	町内中心部に多く分布
	建設業	92	83	町内に広く分布
	その他	150	134	

（3）これまでの取組

1）当町の取組

- ・山都町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・啓発活動(防災講話・防災説明会・防災訓練アドバイザー支援等)
- ・山都町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催

- ・熊本県火災共済協同組合等の取り扱う共済や損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・山都町が実施する防災訓練への参加及び協力

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・地区内事業者を対象に事業継続力強化計画に関するセミナーを実施する。
- ・事業者が策定した事業継続化強化計画等の取組み状況の確認、見直し修正について支援を行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

本計画と「山都町地域防災計画」や「山都町新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む 小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の周知を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を実施する。
- ・当会と当町にて適宜を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

＜2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で 地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
(携帯電話、SNSや熊本県商工会災害情報報告システムを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいの徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、「山都町新型インフルエンザ等対策本部」設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・当会の職員全員が被災する等により応急対策ができない場合に、当町と当会で役分担等を協議する。
- ・大まかな被害状況を確認し、3～4日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

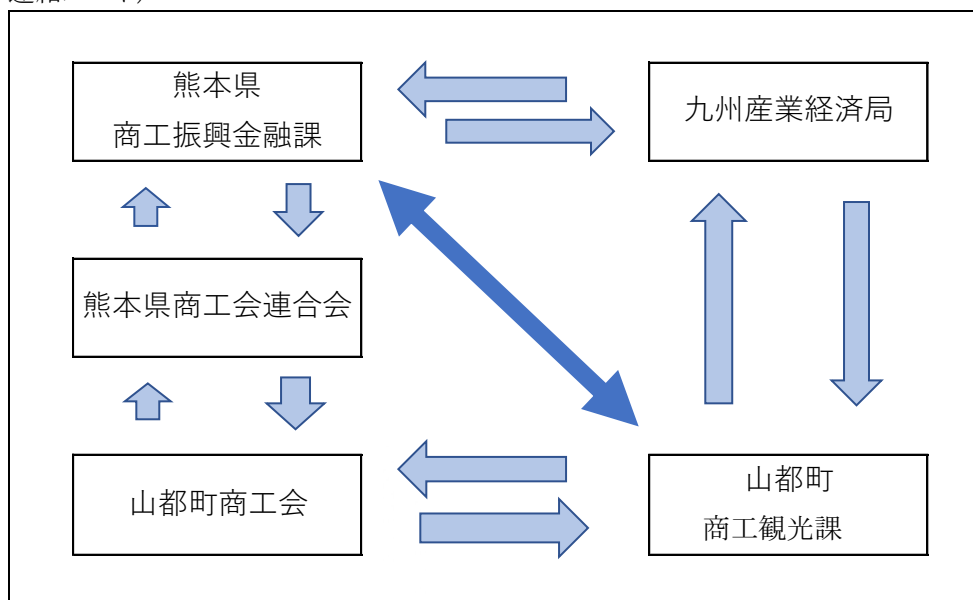
発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する(午前、午後)
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する(午後)
2 週間～1 か月	1 日に 1 回共有する(午後)
1 か月以降	1 日に 1 回共有する(午後)

- ・当町で策定した「山都町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等 発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次 被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や 被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、中小企業庁「中小企業 BCP 運用指針」に基づくものとし、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県商工振興金融課あてメールまたは FAX(不通の場合は電話)にて当会又は町より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当町より熊本県へ報告する。

(下図は、連絡ルート)



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について山都町と検討のうえ、地区内小規模事業者へ周知を図る。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
(当会と当町で被害状況の情報収集を分担して行う場合、役割分担(担当地区、担当企業等)について協議しておく)
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

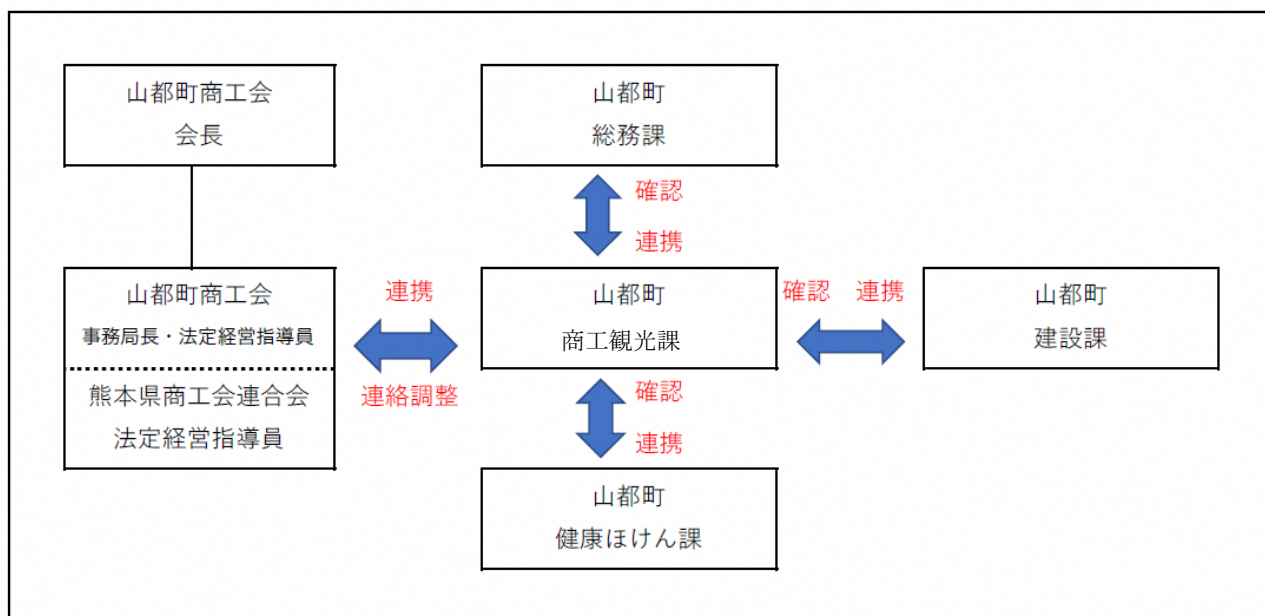
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

矢野 友輝〈山都町商工会〉 連絡先は後述 (3) ①参照

志村 俊和 (熊本県商工会連合会) 連絡先は後述 (3) ②参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

山都町商工会

〒861-3513 熊本県上益城郡山都町下市 33

電話番号 : 0967-72-0186 FAX:0967-72-1317

E-mail: yamato@kumashoko.or.jp

②熊本県商工会連合会 特任支援課

〒861-3513 熊本市中央区安政町 3 番 13

電話番号：096-325-5161 FAX:096-325-7640

E-mail: info@kumashoko.or.jp

③関係市町村

山都町役場 商工観光課

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町 6 番地

電話番号：0967-72-1158 FAX:0967-72-1080

E-mail: shokan@town.kumamoto-yamato.lg.jp

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	86	136	86	136	86
・ 専門家派遣	26	26	26	26	26
・ セミナー開催費	0	50	0	50	0
・ 防災、感染症対策費	60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、 山都町補助金、 熊本県補助金 、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等